

平成30年5月22日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1 件  
(うち密閉式(BF式)ガスふろがま(LPガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 4 件  
(うち換気扇1件、ノートパソコン1件、照明器具1件、  
デスクトップパソコン1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 4 件  
(うち電気冷蔵庫1件、延長コード1件、  
ルーター(パソコン周辺機器)1件、コンセント付洗面化粧台1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)  
において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当 : 柳川、牧野

電 話 : 03-3507-9204(直通)

F A X : 03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800068	平成30年4月22日	平成30年5月17日	密閉式(BF式)ガスふろがま(LPガス用)	TH-BS708	株式会社タイヘイ	火災	当該製品を点火したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から10年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800071	平成30年5月4日	平成30年5月18日	換気扇	FY-08PTT8MSR (推定)	パナソニック エコシステムズ株式会社	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	静岡県	平成30年5月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201800072	平成30年5月7日	平成30年5月18日	ノートパソコン	23257B6	レノボ・ジャパン株式会社 (輸入事業者)	火災	飲食店で当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	
A201800073	平成30年5月8日	平成30年5月18日	照明器具	不明	日本電気ホームエレクトロニクス株式会社 (現 NECライティング株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	長野県	製造から20年以上経過した製品
A201800074	平成30年5月10日	平成30年5月18日	デスクトップパソコン	BTO-Centurion_S-nano-I	株式会社センチュリー	火災	役所で当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	山口県	平成30年5月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800066	平成30年4月24日	平成30年5月17日	電気冷蔵庫	火災	社員寮で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	宮崎県	
A201800067	平成30年3月12日	平成30年5月17日	延長コード	火災	当該製品を延長コードに接続中、当該製品の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	熊本県	平成30年5月8日に公表した延長コードに関する事故(A201800049)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年5月9日
A201800069	平成30年4月26日	平成30年5月18日	ルーター(パソコン周辺機器)	火災	当該製品を延長コードに接続中、当該製品のACアダプター及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	
A201800070	平成30年4月21日	平成30年5月18日	コンセント付洗面化粧台	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

ノートパソコン（管理番号:A201800072）



デスクトップパソコン（管理番号:A201800074）

